

再意見書

平成24年3月1日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

え べ つとむ

代表取締役社長 江部 努

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

## 接続約款の変更案への意見に対する再意見

—平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正）に係る接続約款の措置—

平成24年3月1日  
東日本電信電話株式会社

<H24加入者光ファイバ接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
災害特別損失	<p>＜災害特別損失に係る費用の接続料への算入方法について議論すべきとのご意見＞</p> <p>本申請に係る接続料の算定に当たり、NTT 東日本殿は、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、本申請と併せて接続料規則第3条の許可を求めています。</p> <p>弊社共としましては、震災対応とはいえ、接続料規則に規定がないものを内容の精査を実施することなく、接続料へ算入することを性急に許可することは早計であると考えます。まずは接続料規則第3条の許可の申請を行い、接続料原価への算入の是非について議論を尽くした上で対応を行うことが本来あるべき姿と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>財務会計における今回の災害特別損失の計上は、公認会計士協会から公表された処理（会長通牒平成23年第1号 東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について（H23年3月30日））に基づき実施しているものですが、当該特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備に係る除却損、撤去費用、応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一のものであるため、当該特別損失を接続料原価に算入しています。また、H22年度に計上した特別損失の接続料原価への算入にあたっては、その後の実地調査により判明した見積り差額（H23年度第2四半期決算で計上した特別利益）を減算しています。</p> <p>接続料の算定にあたっては、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要があるとあり、特別損失であっても、これが第一種指定電気通信設備に係るものである以上、適正に接続料原価に算入する必要があると考えます。</p> <p>また、災害特別損失の内容の透明性に関しては、H22年度特別損失、H23年度第2四半期特別利益（見積り差額）のそれぞれについて、営業費用と同様、第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定に準じて、費用の性質毎に設備区分別内訳に整理し、接続料算定根拠上において設備区分別費用明細表として開示していることから、十分に透明性を確保しているものと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整	<p data-bbox="383 276 1021 308">&lt;乖離額調整を認めるべきではないとのご意見&gt;</p> <p data-bbox="383 325 1137 730">基本的な考え方として、将来原価方式は、申請者であるNTT 東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであるため、乖離額調整制度は本来認められるべきものではありません。仮に、乖離額調整を認めた場合、NTT 東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT 東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じることから、乖離額調整制度の恒常的な実施は認められるものではないと考えます。</p> <p data-bbox="383 748 1137 818">【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p data-bbox="383 884 1137 1066">平成24年度の接続料は、乖離額調整の適用によってNTT 東・西ともに当初見込み額より低廉化されましたが、そもそも将来原価方式に乖離額調整制度を適用することは実質的に実績原価方式を採用することと同等であり、本来は認められるべきではありません。</p> <p data-bbox="383 1083 1137 1265">光ファイバの接続料水準は、需要予測値の大半を占めるNTT 東・西の利用動向に左右される構造になっているため、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠くおそれが依然としてあります。従って、乖離額調整を適用しない本来の将来原価方式に早期に戻すべきです。</p> <p data-bbox="383 1283 656 1315">【KDDI 株式会社】</p>	<p data-bbox="1167 276 1570 308">&lt;乖離額調整制度の必要性&gt;</p> <p data-bbox="1167 309 2042 496">今回の補正申請は、H23年3月29日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において、現行接続料での乖離額調整が認められたことを踏まえ、同年4月1日に補正申請を行い、同年4月4日に既に認可をいただいた接続約款の規定に基づいて行っているものであり、妥当なものと考えます。</p> <p data-bbox="1167 545 2042 922">なお、現行接続料における乖離額調整は特例的に認められたものでありますが、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実際の実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等により変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、また、接続料は設備を利用した事業者が当年度の原価を応分にご負担いただくことが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みを恒常的制度として導入することが必要であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整	<p>将来原価方式における乖離額調整制度については、NTT東西殿のコスト削減インセンティブが働かないこと、接続事業者のコスト予見性が担保されず、利用者料金低廉化の妨げとなりうることから、制度の廃止又は見直しを検討すべきと考えます。</p> <p>乖離額調整制度は、本来NTT東西殿が負担すべきである需要予測と実績の乖離による収益のブレに対するリスクを接続事業者によってリスクヘッジしている構造的問題点があり、NTT東西殿の採算性を担保すると共にコスト削減のインセンティブを排除するものでしかありません。</p> <p>一方、接続事業者にとっては、NTT東西殿とは反対にコスト予見性が働かないことから事業運営上の不確定要素となり、利用者料金設定においても接続料の変動リスクによる採算性の悪化を考慮する必要がある等、NTT東西殿との公正競争環境が担保されているとは言い難い状況にあります。</p> <p>したがって、本制度については速やかに廃止すべきと考えますが、仮に廃止が困難な場合においても、将来原価を算定する期間を最低でも5年とすること、乖離が発生した要因を明確にした上で算入する範囲を限定的にすること、予測値が上回った場合は適宜見直すことにより予測精度を上げ、次年度以降の接続料算定に反映する追加の枠組みが必要と考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>&lt;コスト削減インセンティブの観点&gt;  接続料コストの大半は当社の利用部門が負担していることから、コスト削減インセンティブは十分に働いていると考えます。  現に、H22年度は需要が予測とほぼ同水準であったのに対し、コストは▲56億円(▲4.6%)減少し、料金も値下げとなったことから、当初想定した以上のコスト削減が実現できたものと考えます。</p> <p>&lt;予見可能性の観点&gt;  現行接続料で認められている乖離額調整は、毎年度発生する乖離額を翌々年度の接続料原価に加減することから、早期に原価に照らし適正なコストを負担いただくことが可能であり、接続事業者にとっても、将来原価方式で予定したコストや需要動向をチェックすることができることから、予見可能性は十分に担保されているものと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>コスト削減施策 (情報開示)</p>	<p>&lt;コスト削減の取り組みを公表すべきとのご意見&gt;</p> <p>平成 23 年度～平成 25 年度接続料認可の際、「乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、NTT 東西のコスト削減インセンティブを確保する必要性から、NTT 東西に対し、需要の減少に応じたコスト削減の取組について、平成 24 年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告する」ことが条件として挙げられていましたが、本申請概要においては、NTT 東西殿から総務省殿にコスト削減を進めている旨の報告が行われていることのみが示されています。申請概要に示されている情報のみでは、NTT 東西殿のコスト削減の取組が適正に行われているのか接続事業者で検証を行うことは不可能であるため、総務省殿に検証して頂き検証結果を示して頂く、または接続事業者にて検証が可能となるよう NTT 東西殿のコスト削減の取組の詳細を公表して頂く等の措置が必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>当社としては、これまでも十分に、料金算定に係る設備区分別・勘定科目別費用・資産、需要について算定根拠を開示しており、また、事業者説明会（H24年1月31日）においてもご説明しているところです。</p> <p>また、審議に資する情報に関しては、経営上または営業上の秘密にあたる情報であっても、総務省や審議会の委員に対して、これまでも提出してきており、今後も提出する考えですが、1事業者であるソフトバンクが検証するために、コスト削減施策等の経営情報を提供する考えはありません。</p> <p>なお、ソフトバンクモバイルは、2,800万以上もの契約者を有しており、お互いに接続料を支払いあう関係にある固定系の事業者からみると、その影響力は非常に大きくなっていますが、その接続料の算定根拠の開示を求めても一切情報が開示されず、その適正性が検証できない状況にあります。接続料について、他事業者等の第三者が妥当性を検証する必要があるとお考えであれば、まずは、自ら当社と同レベルの情報を開示していただきたいと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
分岐単位接続料の設定 (必要性)	<p>&lt;分岐単位接続料を設定すべきとのご意見&gt;</p> <p>「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日)において、NTT東西殿を含めたOSU共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後光アクセスサービス市場は、NTT東西殿の独占が強まった等、競争環境は後退の一途をたどっていることを考慮すると、NTT東西殿利用部門と接続事業者との間で1ユーザ当たりのコストが同等となるよう、NTT東西殿を含めたOSU共用による分岐端末回線単位での接続料設定が必須であると考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>今回の接続料改定において、一定程度の接続料の低廉化が図られていますが、実態としては光ファイバサービスを提供している既存事業者の採算性向上に寄与している程度でしかなく、利用者料金の大幅な低廉化や新規事業者の市場参入は全く進展していない状況です。加入者シェアについてもNTT東西殿の7割を超える状態から変化がないことから、現状のままでは競争環境が衰退し、固定通信市場全体の市場規模が縮小する懸念すらあります。</p> <p>除々に固定市場の膠着感が強まっている状況であることから、市場活性化のための政策が執られることが喫緊の課題と考えます。本年度の接続委員会こそは、改めて固定通信市場全体の発展に主眼を置き、新規事業者の光ファイバサービス参入によるサービス競争の活性化や、その結果実現される利用者料金の低廉化と利用者利便性の向上を目的とし、実効的な政策としての分岐単位接続料の設定</p>	<p>現在、以下のとおり、他事業者がFTTH市場へ参入する環境は十分整っており、当該市場へ参入するか否かはもはや各事業者の経営上の意思決定の問題となっていることから、分岐単位接続料を設定する必要性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現に、KDDIは当社のシェアドアクセスを利用して、全国的に事業を展開されていること、また、KDDIは、本意見募集においても、「弊社は、現行のシェアドアクセス方式による一芯単位接続料金で自社専用のOSUを利用していますが、設備の利用効率を高めユーザーあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねることで、NTT東・西よりも速いサービスをより安く提供しています」とご主張されていること</li> <li>- 加えて、KDDI以外にも、当社シェアドアクセスの利用を要望している事業者が存在すること</li> <li>- なお、光ファイバ接続料は低廉化しており、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ1芯に2～3ユーザを獲得すれば、ADSL並みの料金の実現は十分可能であること。また、今回の補正申請で更に低廉な水準となり、他事業者にとっても更に使いやすい環境になっていること</li> </ul> <p>また、現在の当社のシェアは、電力系事業者やCATV事業者及びKDDIとの競争下で、当社がブロードバンドの普及拡大に向け、積極的に設備投資を行い提供エリアを広げるとともに、IP電話やフレッツ・テレビ等のサービス開発によりエンドユーザに対する付加価値を高めるなど、自ら投資リスクを負って市場を開拓し普及拡大に努めてきたところによる結果に過ぎないものと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
分岐単位接続料の設定 (必要性)	が決定されることを強く要望します。 【イー・アクセス株式会社】	<p>また、従来から申し上げているとおり、OSU共用は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること</li> <li>- 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、コアネットワークを共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対処に障害がでること</li> <li>- 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること</li> </ul> <p>といった、極めて重大な問題があり、また、実現にあたっては、膨大なコストがかかり、低廉なユーザサービスの提供に支障をきたすことになることから、当社として実施する考えはありません。</p> <p>また、分岐回線単位の接続料を設定することについても、OSUを事業者間で共用して1芯を利用している場合であれ、OSUを専用して1芯を利用している場合であれ、1芯を専用しているにもかかわらず、その専用に伴うコストを負担しなくてもよい仕組みとなるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 当社設備構築部門が、借りる側の営業の結果に伴って発生するリスクを負担することになること、</li> <li>- 自ら設備を構築して投資リスクを負いながら営業している当社以外の設備構築事業者と、分岐端末回線単位の接続料で借りるだけのサービス提供事業者とのリスクのとり方のバランスも欠くこと、</li> <li>- サービス提供事業者が1芯をより有効に使うモチベーションを削ぎ、モラルハザード的な利用を助長し、無駄な投資が増えること、</li> </ul> <p>といった問題があると考えており、当社として実施する考えはありません。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
分岐単位接続料の設定 (OSU 共用)	<p>             &lt;NTT 東西を含めた OSU 共用を前提とした分岐単位接続料を設定すべきとのご意見&gt;           </p> <p>             NTT 東西殿を含めた OSU 共用については、平成 23 年 10 月より接続委員会において議論が再開され、分岐単位接続料設定の適否について議論がなされています。OSU 等の設備を共用することにより、効率性の向上が図られ、1 ユーザ当たりのコスト低廉化が進むことに伴い、事業者参入のハードルが下がり、サービス競争が促進され、ひいてはユーザ料金の低廉化につながることは明らかなです。競争事業者の参入促進による料金低廉化・サービス多様化の推進、光サービスの利用率向上については、『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』(平成 22 年 12 月 14 日)においても、その必要性が示されているところです。接続委員会におかれましては、設備共用の可能性を追求した議論をして頂き、NTT 東西殿を含めた OSU 共用を前提とした分岐単位接続料の設定を実現して頂きたいと考えます。なお、「平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」答申(平成 23 年 3 月 29 日)において、「分岐単位接続料の設定の適否については、～(略)今回なされた議論を十分に踏まえつつ、更なる多角的な調査・審議を継続し、～(略)引き続き検討を行う」と示されているところ、現在接続委員会で議論されている分岐単位接続料設定の適否についても、多角的な検討を行う観点から、当然のこととして広く国民に意見募集を行うべきと考えます。           </p> <p> <b>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</b> </p>	<p>             従来から申し上げているとおり、OSU 共用については、           </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること</li> <li>- 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、OSU を共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対処に障害がでること</li> <li>- 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること</li> </ul> <p>             といった、極めて重大な問題があることに加えて、その実現のためには、           </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公平制御より優先制御を優先する事業者振り分け機能を新たに開発・導入し、</li> <li>- そのうえで、当社/他社双方のトラヒックを管理(帯域管理、受付制御)する共通の制御機能やオペレーション機能を新たに開発・導入する</li> </ul> <p>             等、当社のNGNや他社網の下部に別の制御用ネットワークを新たに開発・構築する必要があるため、膨大な費用がかかり、低廉なサービスの提供に支障を来すことから、当社としてはこれを実施する考えはありません。           </p>

区分	他事業者意見	当社意見
分岐単位接続料の設定 (ファイバシェアリング)	<p>＜ファイバシェアリングを実現すべきとのご意見＞</p> <p>PSTNからIP網へのマイグレーションを公正な競争環境下で実現するためには、PSTNで構築された健全なサービス競争環境を継続、発展させるべきであり、PSTNにおける利用者環境の維持継続やサービス選択の自由度向上の観点も必要と考えます。そのためには、更なる接続料の低廉化やADSL事業者を含めた新規事業者の市場参入によるサービス競争の促進が必要であり、競争環境の継続性、発展性の観点から最も有効な手段である、ファイバシェアリングを実現して頂きたいと考えます。</p> <p>現在、接続委員会にて、ファイバシェアリング等OSU共用に加えOSU専用も含めた実現方式が多角的に検討されていますが、サービス競争の活性化及びその結果実現される利用者料金の低廉化と利便性向上の実現には、分岐単位接続料の設定は必要不可欠と考えます。</p> <p>なお、分岐単位接続料を設定するにあたり、一部の既存事業者からはNTT東西殿にコストをつけ回す問題があるとの見解がありますが、本来、将来原価方式は乖離額調整制度が認められていないにも関わらず、加入光ファイバはNTT東西殿たっでの要望により特例として認められており、コスト回収が可能なルールになっています。分岐単位接続料を設定した場合でも、加入光ファイバ1芯単位と同様に、乖離額調整制度等によるコスト回収の手段があること、並びに接続料の設定方法によっても回避が可能になることから、そもそもコストのつけ回しとは言えず、分岐単位接続料の導入を反対する理由にはならないと考えます。また、分岐単位接続料の設定は、接続事業者や利用者にとってメリットがあるだけでなく、NTT東西殿にとっても光ファイバ芯線利用率の向上に繋がることで設備の利用効率向上や回線単位でのコストの低廉化、</p>	<p>ファイバシェアリングについては、OSU共用と同様に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになること</li> <li>- 新サービスの提供や品質向上のために、サービスの提供方式の変更を計画した場合、OSUを共用する事業者間の調整と合意が必要となり、機動的なサービス提供や運用対処に障害がでること</li> <li>- 故障が発生した場合に、共用する事業者間での故障切分け、原因特定、復旧措置等の連携が必要となり、故障復旧に時間を要する等、サービスレベルが低下すること</li> </ul> <p>といった、極めて重大な問題があることに加え、その実現のためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- VLAN番号をサービス毎・事業者毎に振分ける事業者振分け機能を新たに開発・導入、及びお客様宅内にも同様な機能を具備した振り分け装置の設置</li> <li>- そのうえで、当社/他社双方のトラヒックを管理（帯域管理、受付制御）する共通の制御機能やオペレーション機能を新たに開発・導入</li> <li>- 設備管理、オーダ流通、保守監視等のオペレーション機能の開発・導入</li> <li>- 1ユーザに複数のVLANを設定（複数のサービスの提供）ができる機能をOSUおよびONUに追加</li> </ul> <p>等が必要となるため、多大な費用がかかり、低廉なサービスの提供に支障をきたすことから、当社としてはこれを実施する考えはありません。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
分岐単位接続料の設定 (ファイバシェアリング)	<p>IP網への移行促進等のメリットが期待できるものと考え、政策としての価値も高いと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>なお、「分岐単位接続料を設定した場合でも、加入光ファイバ1芯単位と同様に、乖離額調整制度等によるコスト回収の手段があること、並びに接続料の設定方法によっても回避が可能になることから、そもそもコストのつけ回しとは言えず、分岐単位接続料の導入を反対する理由にはならないと考えます。」とのご指摘について、分岐端末回線単位の接続料を設定する上では、少なくとも以下の観点から問題があり、当社として実施する考えはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 設備構築事業者としてコスト回収漏れが生じる恐れがあること</li> <li>- サービス提供事業者間の同等性を確保できないこと</li> <li>- 当社の管理部門から光を借りるサービス提供事業者と他の設備構築事業者の間の同等性を確保できないこと</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画内世帯数の適正化	<p>&lt;光配線区画内世帯数を適正化すべきとのご意見&gt;</p> <p>NTT 東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用する形態での光ファイバの公正競争が有効に機能するためには、1 配線区画あたりのカバー世帯数が重要になりますが、NTT 東・西から提供された配線区域情報については、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが存在するなど、NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で公正な競争環境は確保されていない状況です。</p> <p>また、NTT 東・西が主張している 1 配線区画におけるシェアド利用可能な平均世帯数（NTT 東：約 50 世帯、NTT 西：約 40 世帯）についても、情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会 接続委員会（平成 24 年 1 月 16 日資料）における NTT 東・西から回答のとおり、本来、シェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンション（例：6 階建て）や、1 つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、適切な配線区画内世帯数が確保されていません。</p> <p>NTT 東・西によれば、今後、ローカルエリアを対象に光配線区画の拡大を図っていくとのことですが、上記のとおり、都市部においてもカバー世帯の少ない配線区画が存在しており、現に効率的にユーザーを獲得することができない状況が発生していることも考慮する必要があります。</p> <p>公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるためには、全国における配線区画内のシェアド利用可能世帯数の徹底検証やルール整備が必要であり、NTT 東・西においてはユーザーニーズを踏まえ、適正化を図るエリアと具体的なスケジュールについて速やかに情報開示することが必要と考えます。</p>	<p>「NTT 東・西から提供された配線区域情報については、事後的に配線区画が分割・縮小されて不正確な状態になっているケースが存在する」とのご指摘については、1 の光配線区域において、配線点から離れた場所に需要が偏って集中するような場合には、開通納期や保守運用上の観点から、必要に応じて当該光配線区域の見直しを行っており、他事業者からの要望に応じ調査・提示した情報がこうした見直しにより変更される場合があります。</p> <p>当社としては、こうした変更についてタイムリーに情報提供することについて、他事業者にご提案したところですが、ご利用の意向を得られなかったため、引き続き協議を継続している状況であり、当社としては、今後も引き続き、他事業者のご要望を踏まえ、情報開示の充実化に努めていく考えです。</p> <p>なお、光配線区域情報の提供手続きに関しては、接続約款に定めており、利用部門が利用する場合は、他社と同じ条件、同じ料金で利用することになります。</p> <p>また、「本来、シェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンション（例：6 階建て）や、1 つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、適切な配線区画内世帯数が確保されていません。」のご指摘については、現在の光配線区域の世帯数には、マンションの世帯数も含まれていますが、これは、光配線区域とマンションを括りつけたデータベースを管理していないため、マンションを除いた光配線区画の世帯数について把握していないこと、また、マンションであってもシェアドアクセス方式での申し込みがあった場合には即応できるようにしておく必要があることから、マンションの世帯数を含めております。</p> <p>さらに、「都市部においてもカバー世帯の少ない配線区画が存在しており」とのご指摘については、都市部の場合、主に地下配線やビル引き込み等の物理的な制約により、カバー世帯の少ない配線区域しか設定できないエリアが存在していることが要因としてあげられま</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光配線区画内世帯数の適正化	【KDDI 株式会社】	<p>すが、当社としては、こうした物理的な制約がある場合を除き、光配線区域の拡大（見直し）を実施していく考えであり、その実施にあたっては、既存の配線区画とは別に他事業者向けに新たな配線区画を設定してご利用いただくことを基本に検討していく考えです。</p> <p>なお、新たな配線区画を導入するためには、既存／新規のメニューごとに異なる配線区画に対応した設備設計・保守をおこなうためのオペレーションシステムの開発や運用上の課題整理等が必要となることから、まずは、対象ビルを限定したトライアルを実施し、こういったオペレーションシステムが必要になるのかを検討した上で当該システムを開発・構築するとともに、統合する配線区画の規模を見極め、運用上の課題整理を行い、その後、本格実施していくといった進め方になるものと考えます。</p> <p>具体的な進め方は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①トライアル実施にあたっては、事業者協議を実施し、他事業者に対して要望するエリア（ビル）と光配線区画あたりの要望世帯数の提示を依頼し、それに基づき、トライアル実施ビルを決定。（トライアルは手運用で実施するため、トライアル実施ビルは、1事業者1ビル程度を想定。）</li> <li>②決定したトライアル実施ビルにおける光配線区画の統合案を他事業者に提示するとともに、システム開発費の概算額及び負担方法、分岐端末回線接続料の概算額、納期の長延化等についても協議。</li> <li>③トライアルを実施し、運用状況を踏まえてシステム開発の仕様及び概算額を確定。</li> <li>④システム開発費の負担を前提にシステム開発に着手し、開発後、本格運用</li> </ol> <p>また、上記の新メニューとは別に、当社としてもより効率的な設備運営を行う観点から、既存の配線区画について適宜見直しを行い、その状況について、トライアルからシステム開発までの間で事業者提示する考えです。その上で他事業者には新たな他事業者向けの配線区画か、当社として効率化の観点から見直しを行った既存の配</p>

区分	他事業者意見	当社意見
		<p>線区画を選択いただくことになるものと考えています。</p> <p>なお、光配線区画の見直しまでには、上記のような事業者間協議及びトライアル等のプロセスを踏む必要があり、少なくとも2～3年程度の期間を要するものと考えています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>同等性確保 (光配線区域情報の開示)</p>	<p>&lt;光配線区域情報を広く公開すべきとのご意見&gt;</p> <p>現状、光配線区域情報についてはリアルタイムに情報が公開されていないため、定期的にNTT東・西に都度、調査費用を負担して調査依頼する必要があります。このように、接続事業者がNTT東・西が提供する「光配線区域情報」をベースに設備構築を実施している一方、NTT東・西の利用部門は本「光配線区域情報」を利用していないと主張しており、接続事業者とNTT東・西の利用部門間で情報の同等性が確保されていない懸念があります。</p> <p>公正な競争環境を確保するため、NTT東・西の設備部門と利用部門との間で厳格なファイアウォールを設けられているか検証するとともに、ウェブ等で配線区域情報等の設備構築にかかる情報や計画を開示・更新することを義務づけること等により、NTT東・西の利用部門と接続事業者の間で、同時期に同内容で情報が公開・共有されるようにすべきです。</p> <p>そもそも、国民生活の利便性向上を実現するという観点からも、光ファイバの利活用促進に繋がる線路敷設基盤の情報については、自治体や接続事業者のみならず広く国民が利用できるような形で公開することが、NTT東・西の当然の責務であると考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>光配線区域情報の提供手続きに関しては、接続約款に定めており、利用部門が利用する場合は、他社と同じ条件、同じ料金で利用することになります。</p> <p>また、KDDIのご意見にある「ウェブ等による情報開示・更新」につきましては、全ビル（約1,700ビル）の設備情報を「光配線区域情報」として作成・更新する定期的な業務を実施するための体制構築やシステム改修等が必要であり、相当の準備期間・コストが必要となることから、要望事業者に予め調査ビル、調査期間を指定いただいた上で、定期的な配線区域情報の提供や配線区域の変動に関する情報を提供する方法を提案し、実施に向けて協議を進めているところです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>同等性確保 (光ファイバ提供可能時期の回答期間)</p>	<p>&lt;光ファイバ提供可能時期の回答にかかる期間を短縮すべきとのご意見&gt;</p> <p>光ファイバの提供可能時期の回答期間については、接続約款第34の4に「光信号端末との接続申込みがあった場合において、(中略)申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期に係る情報を回答する」と定められており、NTT東・西から接続事業者への回答に時間を要するため、短期間での開通が実現しているNTT東・西のユーザーと比べて、接続事業者のユーザーの利便性が著しく低い状況にあります。公正な競争を図るためには、本来は接続事業者が、NTT東・西の利用部門と同じタイミングで提供可能時期に関する情報を利用できる必要があります。ユーザー利便の向上の観点からも、NTT東・西は、まずは接続事業者への回答早期化に向けた取り組みを直ちに行うべきです。</p> <p>また、接続事業者がNTT東・西の利用部門と同じタイミングで情報を利用できるようにするためには、本来はNTT東・西の利用部門が利用している工事日即決機能を、接続事業者にも適正なコストで早期に利用可能とさせることが必要であり、接続約款についても現行の3週間ルールを大幅に短縮すべきです。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>現在、加入ダークファイバ（SS/シェアドアクセス）の提供可能時期回答に係る標準的期間については、接続約款第34条の4第2項において「申込みの到達した日から3週間以内」と定めておりますが、実際の運用において、個々のお申込みに対して、可能な限り速やかに回答しております。</p> <p>また、提供可能時期回答については、自社と他社で同じシステムで区別なく実施しており、同等になっております。</p> <p>当社利用部門が利用している工事日即決機能については、既に他事業者もご利用いただける環境にあり、昨年3月に当社からKDDIに対して提案し、トライアルを実施いただいたところ、KDDIの運用にあわせた機能改修のご要望を昨年11月にいただいたことから、現在、ご要望にお応えできるようシステム改修等の検討をしているところです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>同等性確保 (コロケーションに係る情報開示)</p>	<p>&lt;コロケーションにおけるDランク解消に向けた設備計画を立てるべきとのご意見&gt;</p> <p>競争事業者がエリア展開を行う際、收容局ビルによっては、コロケーションや中継ダークファイバ等の空きがない等の理由によって、長期間に渡ってNTT東・西の設備を利用できない問題が生じています。長期間Dランク(利用不可)となっている收容局ビルについては、今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てるよう、措置を講じるべきです。</p> <p>そのためには、NTT東・西の利用部門と接続事業者との間で、以下の点について同等性が確保されているか、検証が必要と考えます。</p> <p>(具体的な検証項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 全局舎の情報がタイムリーに開示されているか。</li> <li>- 接続事業者は、NTT東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか。</li> </ul> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>当社は、空きが発生した場合は速やかに情報を更新するとともに、増設計画を決定したときには、決定後速やかに、当社のHPで増設予定時期を開示する等、適宜適切に情報開示を実施しております。</p> <p>なお、空きのない全てのビルにおいて増設すべきというご指摘であれば、当社は増設してまで貸し出す義務は負っていないものと認識しており、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(2011年12月)においても、「NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」と示されております。</p> <p>また、コロケーションリソースや中継ダークファイバの空き情報について、当社HP上で開示しており、他社は当社利用部門と同タイミングで当該情報を入手することが可能となっていることから、当社利用部門と他事業者との同等性は確保されており、ご指摘のような検証は不要であると考えております。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
分岐端末回線	<p>＜接続事業者毎にキャビネットボックスの利用実態に合わせて料金設定を行うべきとのご意見＞</p> <p>今回の申請案では、引き通し形態での工事が一般化していることを踏まえ、NTT 東・西の光屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合のメニューが追加されましたが、本メニューでは、キャビネットに関する費用はキャビネットの設置の割合に応じて加重して算入されています。これは平成 22 年 3 月 29 日の情報通信行政・郵政行政審議会答申において、「接続事業者の申込み内容に関わらず、工事の現場においてキャビネットボックスの設置の有無が判断されている実態を踏まえると、NTT 東・西においては、今後、キャビネットボックスの設置割合等を反映した平均的な接続料を設定することが適当」との考えが示されたことを踏まえたものと思われまます。</p> <p>しかしながら実際には、前述のとおり、当社においてはほぼ全てが引き通しの形態で工事を行っていることから、NTT 東・西の光屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合のメニューについては、接続事業者毎にキャビネットボックスの利用実態に合わせて料金設定を行う必要があると考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>光信号分岐端末回線を新設する場合におけるキャビネットボックスの設置の有無については、事業者毎に一意に定めているわけではなく、工事の現場においてお客様宅の設備状況等に応じて判断しているものです。</p> <p>また、H22 年度新設工事分より把握しているキャビネットボックスの設置割合についても、事業者間で大きな差異が生じているわけではないことから、事業者毎に接続料を分けて設定する必要はないものと考えます。</p> <div data-bbox="1173 624 2033 1043" style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>委員限り</p> </div>

区分	他事業者意見	当社意見
光ファイバの部分開放	<p data-bbox="383 277 1111 344">&lt;光ファイバについて部分的に地中化エリアだけを開放すべきとのご意見&gt;</p> <p data-bbox="383 363 1137 580">地中化による無電柱化等が進行している地域でFTTHサービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。</p> <p data-bbox="383 600 1137 817">現状の接続ルールにおいては、NTT 東・西が敷設した光ファイバについて、「NTT 局舎～各戸」までひと続きで借りることしかできませんが、競争を促進し、ユーザーの選択肢を確保する観点から、「電柱（クロージャ）～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを整備すべきと考えます。</p> <p data-bbox="383 836 656 866">【KDDI 株式会社】</p>	<p data-bbox="1167 277 2042 494">地中化エリアにおける光ファイバの部分開放については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（2011年12月）において、「ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべく、事業者間協議を一層進めることが適当」と示されているとおり、要望事業者からの具体的なご要望を踏まえて接続条件や追加費用等について協議を進めていく考えです。</p> <p data-bbox="1167 545 2042 612">なお、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。</p> <ul data-bbox="1198 663 2042 880" style="list-style-type: none"> <li>・ 引込線下部について切り離す必要があり、保守や設備管理が困難であること。</li> <li>・ 柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クロージャ内への引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>＜マンション等に設置された光屋内配線を指定設備化すべきとのご意見＞</p> <p>屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けの FTTH サービスについては、ボトルネック設備を保有する市場支配的な事業者である NTT 東・西がマンションデベロッパやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザーが、競争事業者の FTTH サービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。</p> <p>今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF 室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能とすると共に、NTT 東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、ユーザーの選択肢を広げ、利便の向上を図るためにも、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるよう転用ルールを整備し、事業者を選択できるようにすべきと考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>マンション向け屋内配線については、NTT 東西自らでなく、マンションの管理組合やデベロッパが設置する場合など多様な形態が存在すること等から一種指定設備に該当するものではないと考えており、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（2011年12月）においても、「一種指定設備に変えるまでには至っていない」と示されております。</p> <p>また、マンション向け屋内配線の転用については、同答申において、「NTT 東日本と KDDI との間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況にあり、これを引き続き注視すること」と示されているとおり、当社としては、様々な設備形態毎に想定される具体的な課題を整理するとともに、課題の検証を行うため、KDDI から個別物件を提示いただき、トライアルを実施することとしています。</p> <p>なお、「NTT 東・西がマンションデベロッパやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており」とのご指摘がありますが、現在では、新築分譲時においてお客様が複数の事業者のサービスを選択できるマルチキャリア化など、マンション一棟に対して複数の事業者が契約を獲得する事例が多くなってきております。</p>